資料１

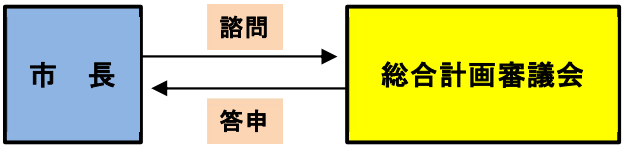
総合計画審議会の役割等について

１．総合計画審議会の役割

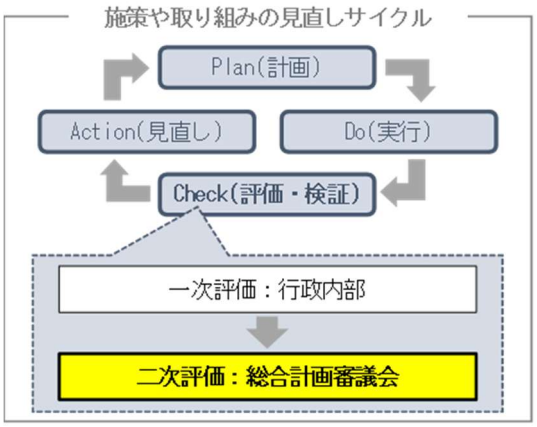
○大和市総合計画審議会規則には、総合計画審議会の役割として「本市の総合計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告すること。」と「本市の総合計画の進行管理に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。」が規定されています。

○基本的に担う事務は次の通りです。

①市の最上位計画である総合計画（基本構想及び基本計画）の策定にあたり、市長の諮問を受けて審議を行い、その結果を答申する（臨時改定が生じた際の諮問審議を含む）。



②総合計画の進行管理として、市の実施した施策や取り組みについて、客観的、中立的な視点で点検・評価を行い、意見を述べる。



２．総合計画審議会委員について

（１）任期と報酬について

○任期：２年間（令和８年７月２４日～令和１０年７月２３日）

○報酬：日額８，９００円（交通費及び源泉徴収税額を含む。）

（２）審議会の開催予定

○年間４～５回

○今期の審議会は上記役割の②が主となります

３．令和８、９年度の審議会の内容について（予定）

（１）大和市の総合計画と現状について

○これまで、本市は最上位計画として総合計画を策定し、市政の長期的な理念を市民や地域、議会、行政で共有するとともに、時代に即したまちづくりを目指してきました。

○令和７年４月から、「みんながつながる健幸都市やまと」を将来都市像とした第１０次大和市総合計画がスタートしています。

○その後、令和６年度決算がまとまり、経常収支比率が 100%を超えたため、現在、全庁的に財政健全化の取組を進めております。

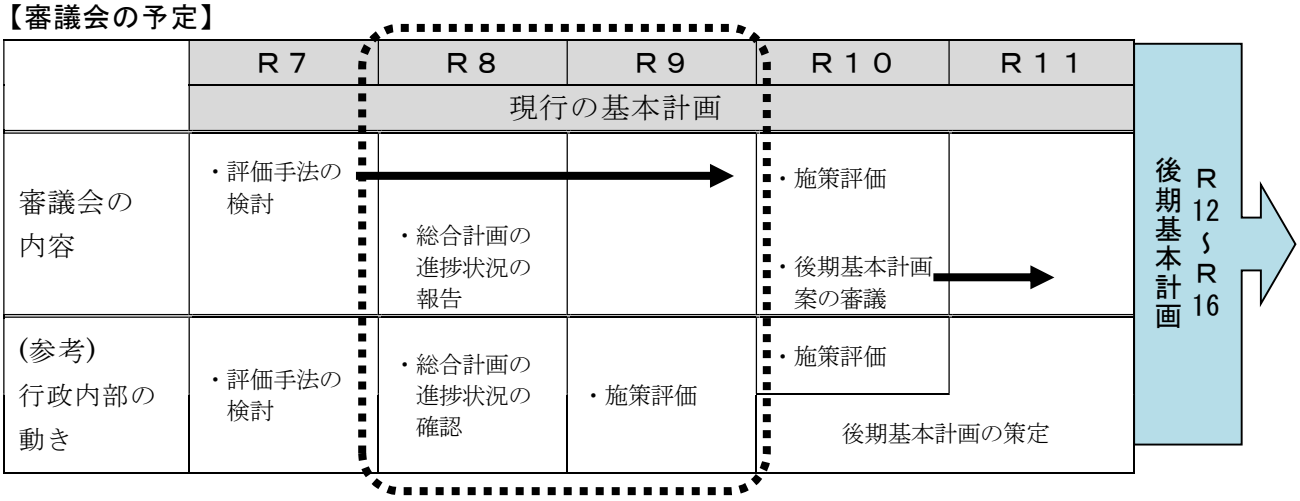
○総合計画の進行管理や施策の評価においても、将来都市像の実現を目指しつつ、行政資源の適正な配分に資するものとなるよう、手法の見直しを行っているところです。

（２）審議内容について

○令和８、９年度では、第１０次大和市総合計画に定めた施策の評価を行う手法についてご意見をいただきたいと考えております。（詳細は資料２）

○また、令和８年度は、総合計画の進行状況等について報告させていただく予定です。

【審議会の予定】



○大和市総合計画審議会規則

昭和44年10月１日規則第20号

大和市総合計画審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第９号）により設置された大和市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　本市の総合計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告すること。

（２）　本市の総合計画の進行管理に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。

（委員）

第３条　委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認めた者のうちから、市長が任命する。

（会長）

第４条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

（会議）

第６条　審議会は会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　審議会は、第２条第２号に掲げる事務を処理する必要に応じ、部会を設置することができる。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、昭和44年10月１日から施行する。

附　則（昭和51年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年規則第92号）

この規則は、平成17年１月４日から施行する。

附　則（平成19年規則第14号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成21年規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月31日規則第９号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。